

総合交通対策調査特別委員会 報 告 資 料【追加】

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

報告事項件名	頁
(1) 【追加】日暮里・舎人ライナーの混雑緩和の取組みについて・・・・・・・・	2

(都市建設部)

総合交通対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月14日

件名	【追加】日暮里・舎人ライナーの混雑緩和の取組みについて
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	現在、東京都交通局と協議を進めている日暮里・舎人ライナーのバスを活用した混雑緩和の実証実験について、都と協定を締結したため、以下のとおり報告する。 1 協定書の締結 (1) 件名 日暮里・舎人ライナーにおけるバスを活用した実証実験の実施に関する協定書 (2) 締結日 令和7年10月3日 2 協定内容（概要） ※ 詳細は別紙参照 P3～7 (1) 役割分担 ア 東京都 事業計画素案（運行計画、実証実験参加規約等）の作成 交通管理者等関係者との調整 日暮里・舎人ライナー駅・車内等における本事業の周知 参加者用乗車証の発行 参加者アンケートの実施・効果検証 など イ 足立区 バスの運行に係る業務委託 本事業の参加申込受付 区内における関係者との調整 区の広報媒体を活用した本事業の周知 など (2) 費用負担 バスの運行に係る業務委託について、4,000万円を上限として都、区それぞれ2分の1を負担 3 今後の方針 引き続き、交通管理者等の関係者調整や利用方法等、実証実験の詳細を都と協議していく。

日暮里・舎人ライナーにおけるバスを活用した実証実験の実施に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）及び足立区（以下「乙」という。）は、日暮里・舎人ライナーにおけるバスを活用した実証実験（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、日暮里・舎人ライナーの混雑緩和のための対策の効果、実現性等を検証するために甲及び乙が連携して実施する本事業について、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑かつ着実に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。

（事業計画）

第3条 本事業の概要は、別紙のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議により、本事業に係る事業計画を、本事業が開始される2週間前を目途に策定するものとする。

（役割分担）

第4条 本事業における甲の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画素案（運行計画、実証実験参加規約等）の作成
- (2) 交通管理者等関係者との調整（次項第2号に係る業務を除く。）
- (3) 日暮里・舎人ライナー駅・車内等における本事業の周知
- (4) 本事業の参加者用乗車証の発行（次項第1号に係る業務を除く。）
- (5) 本事業の参加者アンケートの実施・効果検証
- (6) その他甲乙協議により甲の業務と整理した事項

2 本事業における乙の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) バスの運行に係る業務委託（江北駅前での券面確認・乗客整理業務及び本事業に係る問合せ業務を含む。）
- (2) 本事業の参加申込受付
- (3) 足立区内における関係者との調整
- (4) 乙の広報媒体を活用した本事業の周知
- (5) その他甲乙協議により乙の業務と整理した事項

(費用負担)

第5条 本事業の実施に当たり必要な費用のうち、前条第2項第1号に係る費用（以下「委託費用」という。）については、金40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、甲及び乙がそれぞれ2分の1を負担する。

なお、端数が生じた場合は甲の負担とする。

- 2 乙は、甲が負担する前項の費用が確定次第、その内訳を書面により甲に提示する。
- 3 乙は、前項の規定により提示した費用に変更が生じる場合は、書面により変更額を甲に提示する。ただし、当該変更により第1項に規定する上限額を超えるときは、あらかじめ、甲乙協議を行い、変更の可否及び変更後の甲乙の負担額を決定するものとする。
- 4 委託費用以外の費用については、前条の役割分担に基づき甲及び乙がそれぞれ負担する。

(費用の支払)

第6条 乙は、本事業終了後、前条第2項で提示した費用（前条第3項の規定により負担額を変更した場合にあっては、変更後の額）について、本事業の履行が完了したことを示す書類を提出するとともに、書面により甲に対して請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求に対して、請求を受けた日から起算して30日以内に支払を行うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第7条 甲及び乙は、本事業に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

- 2 甲は、乙から本事業の実施に当たり収集した個人情報等の提供を受ける場合、足立区個人情報等管理規則（平成27年12月28日規則第92号）及び足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成20年5月1日規則第74号）第7条第1項に定める情報セキュリティ対策と同等以上の水準により、厳格に管理するものとする。
- 3 乙は、甲から本事業の実施に当たり収集した個人情報等の提供を受ける場合、東京都交通局個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16交総第1686号）第2に定める管理体制及び東京都交通局保有個人情報安全管理基準（平成17年9月27日付17交総第675号）と同等以上の水準により、厳格に管理するものとする。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項若しくは本協定に疑義が生じたとき、又は本協定の内容を変更する必要があるときは、その都度、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月3日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 公営企業管理者
東京都交通局長 堀越 弥栄孝

乙 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
区 長 近藤 弥生

別紙 本事業の概要

1 実施時期

令和7年12月22日（月）～令和8年3月27日（金）（土、日、祝日、12月29日～1月3日の年末年始は除く）

（交通管理者等の関係者調整により、開始時期が変更となる可能性あり）

2 運行時間

平日午前7時から午前8時（江北駅前発）までの間に1日3便

※ ダイヤは都の路線バス（里48）を考慮して設定

3 運行ルート

江北駅前（乗車）→西日暮里駅前（降車）→日暮里駅前（降車）

4 対象利用者

日暮里・舎人ライナー定期券等利用者

（見沼代親水公園駅～江北駅⇄西日暮里駅又は日暮里駅の定期券所有者等が対象）

※ 事前に本事業への参加申込みを行い、参加者証を発行

※ 乗車前に、座席予約システムにより電子予約証を発行

5 参加者数

最大700名程度

6 運行方法

民間貸切バスを借上げての運行（複数社による運行を想定）

※ 江北駅前での乗車案内・券面確認・車両交通誘導警備等の要員を別途用意